

“令和7年度インフルエンザ予防接種助成事業を実施します”

1 助成対象者

組合員および被扶養者（組合員については接種日において組合員資格を有している方、被扶養者については接種日において被扶養者に認定されている方に限ります）

2 助成対象期間となる予防接種期間

令和7年10月1日～令和8年1月31日までの間に受けたインフルエンザ予防接種注射のほか、点鼻による接種も助成対象です。

3 助成金額

1人1回で、1,000円を限度とします。

自己負担額が1,000円を下回るときは自己負担額を助成します。

2回接種を行う場合も1回として取扱います。

13歳未満（初回接種時）の方が2回接種を行う場合は、1回につき1,000円を限度とし、自己負担額が1,000円を下回るときは自己負担額を助成します。

4 予防接種の方法

- (1) 所属所長が組合員等を対象として予防接種を実施する方法
- (2) 組合員または被扶養者が医療機関で直接予防接種を受ける方法

5 助成金の申請方法

各所属所共済組合事務担当者が取りまとめ申請することになります。

- (1) 所属所長が組合員等を対象として予防接種を実施した場合
送金も所属所指定口座へまとめて送金いたします。
- (2) 組合員または被扶養者が医療機関で直接予防接種を受けた場合
共済組合事務担当者へ医療機関の領収書（原本）を提出してください。
送金は所属所指定口座へまとめて行うか、または共済組合へ届出の給付金等振込口座への個人送金となります。